

平成 26 年 7 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「復興特別法人税の前倒し廃止」 26.4.1 以後開始事業年度から

平成 26 年改正法により復興特別法人税制度が改正されました。

【復興特別法人税の課税事業年度】

改正前 … 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間(指定期間)内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

改正後 … 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間(指定期間)内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

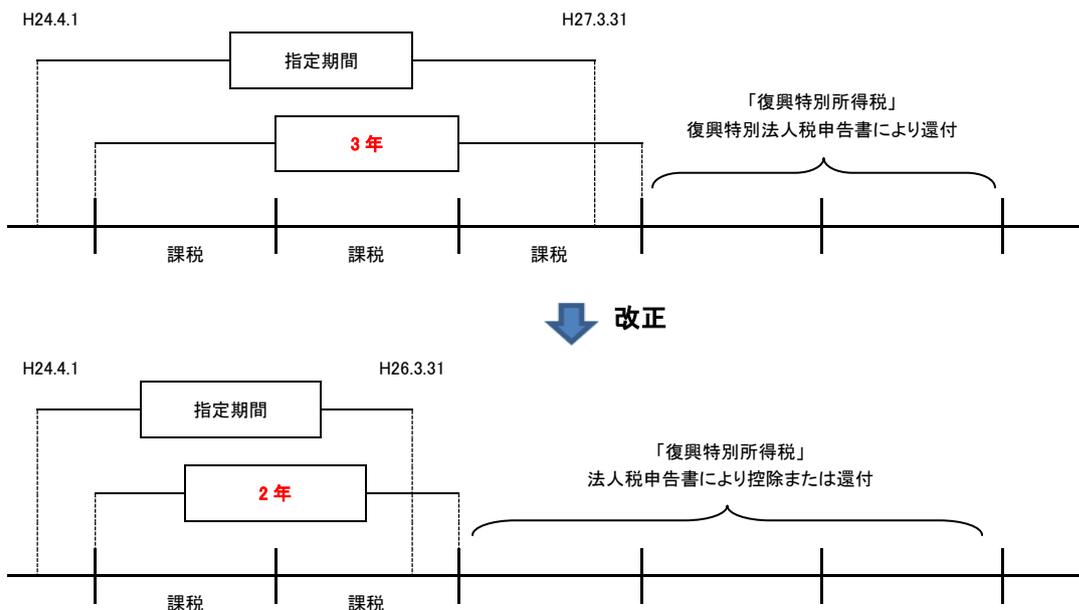
したがって、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、原則として課税されません。(ただし、事業年度変更などにより一定の場合に該当するときは課税されることがあります。)

【復興特別法人税の課税事業年度終了後の各事業年度の復興特別所得税の取扱い】

法人が利子および配当等に課される復興特別所得税の額を有する場合の取扱いが変わりました。

改正前 … 復興特別法人税申告書により還付

改正後 … 法人税申告書により法人税の額から控除(または還付)



参考

個人の復興特別所得税については平成 25 年から平成 49 年まで納める義務があります。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$